

スキューバダイビング事故と指導者の法的責任

大石 示朗

はじめに

本稿で取りあげるスキューバダイビング(以下ダイビングと略す)¹⁾は、わが国では1980年代からレジャーとして盛んになり、年々愛好者が増加している。1997年末時点のダイビング人口は約82万人と推定され²⁾、非日常空間におけるアウトドア活動として潜在需要が高いことから³⁾、今後さらに愛好者が増加することが予測される。

一方で、初心者ダイバーの急激な増加は、技術の未熟さや無謀な行動に起因する事故の増加という結果を引き起こしている。また、事故の中には指導者が講習中の事故も含まれ、指導者や経営者側の過失責任を問う例も見受けられる⁴⁾。海を楽しむ健全な活動として、社会的に広く認知されるためには、重大事故の発生を極力防止する努力が重要である。

事故を防止するためには現実に起こった事故から事故原因を客観的にとらえ、効果的な対策を立てることが重要である。この点で裁判の事例は、原告の訴えおよび被告側からの抗弁を通して事実の詳細な認定をし、法の適用により判決として結論する。スポーツ関係者が判例を扱う意義について伊藤⁵⁾は、「事故判例は事故に際して理想論でない現実の注意義務の内容を示している。(中略)これは結論的には法律論であるが体育・スポーツに関係する者に対しては具体的な指導原則を示し、事故に際しての過失の認定に関する論議は、効果的な事故防止対策を示している」と述べている。また、伊佐山⁶⁾はスポーツ事故判例研究の方法について、スポーツ実践指導者の視点の重要性を指摘している。ダイビングの判例に関する研究は、これまで伊藤⁴⁾や三浦ら⁷⁾によりスポー

ツ法学の立場から試みられているが、今後は、ダイビング指導者の立場からの検討も必要と考えられる。

本研究は、ダイビングを取り巻く状況及び事故の実態について概観するとともに、ダイビング講習中の事故に対する指導者の過失責任を追及した判例について、ダイビングの指導に携わっている立場から若干の考察を加え、安全対策の手掛かりを得ようとするものである。

1. ダイビング技術習得の現状と問題点

ダイビングは、かつては一部の愛好者により、先輩から初心者へ知識や技術が経験的に伝えられていた。現在では、指導団体と呼ばれる組織がレジャーダイバー養成の役割を担っている。その数は、日本全体で39団体で、組織としての形態は法人及び任意団体が各半数程度と報告されている⁸⁾。組織としての規模や活動の実態は、これまでの調査の結果からは必ずしも明確にされてはいない。各指導団体は、講習を担当する指導者(インストラクターや指導員等、呼称も統一されていない)を、団体独自の基準や手順に基づいて認定している。指導者は多くの場合、職業として初心者から上級者までの講習を実施している。各団体ごとに定められた講習を修了するとCカードと呼ばれる認定証が指導団体から発行される。Cカードとは認定証(certification card)のことで、「ダイバーとなるための一定のトレーニングを修了した者に対して、それぞれの指導機関から発行される修了証」⁹⁾である。一般的に、認定されたダイバーは講習を受けたのと同等の条件下でバディ(2人組)で

ダイビングをすることが可能とされる。各地のダイビングサービスを利用してダイビングをするには、このCカードや潜水記録の提示を求められる仕組みとなっている。従って、現状では、ダイビングを始めるために、指導団体から認定を受けた指導者による講習を受けることが必要である。

指導団体が初心者講習で課している最低基準の多くは、4日間程度の比較的短期間で取得することが可能とされている。講習は学科と実技からなり、ダイビングに必要な基本的事項を習得することが目的である。講習は初級から上級まで数段階に分けて設定されていることが多いようである。当然のことながら、指導者による講習を通じて、より高度の内容を身につけることが、安全面からは望まれるが、上級への継続率は必ずしも高くないのが実状と考えられる。

ダイビングは波や潮流等の影響を受ける海で行われることが一般的である。海は常に変化する環境であるため、多くの危険も存在する。従って、経験豊富な指導者による講習を受け、着実に能力を高めることが事故の防止にとって不可欠である。このように考えると、ダイビング指導者は事故防止に対して大変重要な存在であり、指導者としての能力の高さが問われることになる。この場合の能力とは、ダイビングの技術が優れているだけでなく、指導力、安全管理能力等が重要であることはいうまでもない。現状は各指導団体が独自に指導者として認定しているため、指導者の質は統一されていない。各指導団体の設立理念に基づいた独自性は尊重されるべきであると考えられるが、事故防止の観点から、団体ごとにはばらばらである指導者の養成課程についての見直しと指導者としてのレベルアップが望まれる。

2. ダイビング事故の実態

最近の傾向を把握するために、毎年発表されるダイビング事故の統計資料¹⁰⁾を過去5年間（平成5年から平成9年）について集計した。過去5年間の事故者総数は238人で、年平均では48人である。死亡・行方不明者数は120人で、年平均では24人である。事故者数、死亡・行方不明者数ともに年によって増減が

ある。ダイビング事故における死亡率は50%である。サーフィンが15%で、ボードセーリングや水上オートバイはそれ以下であることから、他のマリンスポーツに比較してかなり高い¹¹⁾。事故の形態では、溺水が最も多く109人(46%)、漂流が70人(29%)でこれらが事故の大半を占めている。また溺水109人のうち79人(72%)が死亡・行方不明であり、溺水が占める件数とともに死亡率の高さが注目される。事故者のダイビング経験を使用したボンベ(圧縮空気を充填した容器でタンクと呼ぶこともある)の本数でみると、未経験者を含めた10本以下の初心者が最も多く、事故者全体の36%である。ダイビング形態では、グループが69%、単独が19%、講習中が12%の順である。

以上のように、毎年、ダイビング中に事故は発生しており、件数についての減少傾向はみられない。また、事故に対する死亡率が高いことは、ダイビング事故の特徴と言える。指導者の管理下における講習中の事故も毎年発生している。杉山¹²⁾は、事故の背景を分析し、「この潜水事故統計を見る限り、溺水と漂流で大半を占めている状態は、ダイバーへの事故防止の教育が必要なことを意味していると思われる。(中略)事故発生時のダイビング深度をみると、5m以下の浅いところ、海面上などで数多くの事故が発生し、死亡している。これらは、ダイバーの未熟さを示し、インストラクターの指導力の低下が伺われる」と述べている。さらに、事故内容で溺水が多いことに対して、「溺水の発生をみると、インストラクターがいる講習でも発生しているし、その発生率はここ数年変化がみられない。このことは、インストラクターの質の向上が図られていないことを意味する。今後とも、このような溺水が起こらないよう、各指導団体の取り組みを期待する」として、未熟なダイバーの教育にあたるインストラクターのレベルアップが事故防止のために重要であることを指摘している。

効果的な事故防止対策の策定のためには、上記のような潜水事故統計資料により全体的な傾向を分析するとともに、事故の具体的状況を知ることが重要である。ここに引用した事故統計資料にも、関係者が現場に赴いて集めた貴重な事例が紹介されている。しかし、個々の事故についての詳しい状況は掲載さ

れていない。新聞に報道される事故の記事も速報性の点では重要であるが、詳しい状況が報道されることは少ない。この点で判例は事実関係の詳細な認定を行うので、事故の発生状況や結果に対する原因の特定に役立つものである。しかし、起こった事故のすべてが訴訟問題になるのではないし、ダイビング事故判例は現在のところ数は多くない。従って、指導の現場で起こった事故事例から原因を探し、事故の再発防止に努めることが重要であろう。インストラクターの質の向上を図るためにも、関係機関が集めた事故事例について、詳細にわたる内容の公表が望まれる。

3. 事故判例（1）

「夜間潜水講習指導中受講生溺死刑事事件¹³⁾」

（一審大阪地裁平成3年9月24日）

（二審大阪高裁平成4年3月11日）

（最高裁平成4年12月17日）

（1）事故と裁判の概要

昭和63年5月4日午後9時頃、夜間潜水の講習中に指導者が指導補助者と受講生を見失い、受講生が水中移動中に空気を使い果たして恐慌状態となり溺死した。

本件はダイビング指導者の刑事責任が問われた事例である。一審において裁判所は、業務上過失致死罪（刑法第211条）の成立を認め、控訴審においても被告人からの控訴を棄却した。最高裁においても、被告人を見失った後の指導補助者および受講生の行動に適切を欠くものがあつたことを認めながら、被告人が受講生を見失うに至った行為はそれ自体が溺死させる結果を引き起こしかねない危険性をもつものであり、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定し、上告を棄却した。

（2）事故の状況

被告人は、認定団体から認定を受けた潜水指導者として、指導補助者3名を指揮しながら、被害者を含む6名の受講生に対して夜間潜水の講習指導を実施した。当時海中は視界が悪く、海上では風速4m前後

の風が吹き続けていた。被告人は受講生2名ごとに指導補助者1名を配して、各担当の受講生を監視するように指示した上、一団となって潜水を開始し、100m余り前進した地点で魚を捕らえて受講生らに見せた後、再び移動を開始した。その際、受講生らがあるまま自分についてくるものと考え、指導補助者らにも特別の指示を与えることなく、後方を確認しないまま前進し、後ろを振り返ったところ、指導補助者の2名しか追従していないことに気づき、移動開始地点に戻った。この間、他の指導補助者であるAと受講生6名は、逃げた魚に気を取られていたため被告人の移動に気づかずにその場に取り残され、海中のうねりのような流れにより沖の方に流された上、Aが被告人を捜し求めて沖に向かって水中移動を行い、受講生らもこれに追従したことから、移動開始地点に引き返した被告人は、受講生らの姿を発見できず、これを見失うに至った。Aは受講生らとともに沖へ数10m水中移動を行い、被害者の圧縮空気タンク内の空気残圧量が少なくなっていることを確認して、いったん海上に浮上したものの、風波のため水面移動が困難であるとして、受講生らに再び水中移動を指示し、これに従った被害者は、水中移動中に空気を使い果たして恐慌状態に陥り、自ら適切な措置をとることができないままに、溺死するに至った。

受講生6名は、いずれも資格認定団体における4回程度の潜水訓練と講義を受けることによって取得できる資格を有していて、潜水中圧縮空気タンクの空気残圧量を頻繁に確認し、空気残圧量が少なくなったときは海上に浮上すべきことなどの注意事項は一応教えられてはいたが、まだ初心者の域にあつて、潜水の知識、技術を常に生かせるとは限らず、ことに夜間潜水は、視界が悪く、不安感や恐怖感が助長されるため、圧縮空気タンク内の空気を通常より多量に消費し、指導者からの適切な指示、誘導がなければ、漫然と空気を消費してしまい、空気残圧がなくなった際に、単独では適切な措置を講ぜられないおそれがあつた。特に被害者は、受講生らの中でも、潜水経験に乏しく技術が未熟であつて、夜間潜水も初めてである上、潜水中の空気消費量が他の受講生より多く、このことは、被告人もそれまでの講習指導

を通じて認識していた。また、指導補助者らも、いずれもスキューバダイビングにおける上級者の資格を有するものの、更に上位の資格を取得するために本件講習に参加していたもので、指導補助者としての経験は極めて浅く、潜水指導の技能を十分に習得しておらず、夜間潜水の経験も2～3回しかない上、被告人からは、受講生とともに、海中ではぐれた場合には海上に浮上して待機するようにとの一般的注意を受けていた以外には、各担当の受講生2名を監視することを指示されていたのみで、それ以上に具体的な指示は与えられていなかった。

(3) 決定要旨

右事実関係の下においては、被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、溺死させる結果を引き起こしかねない危険性をもつものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。

(4) 本件事故についての考察

ダイビング事故における指導者の法的責任を考察するには、ダイバーの自己責任と指導者の安全配慮に関する注意義務を検討する必要がある。

伊藤¹⁴⁾は危険の同意について、「スポーツ活動では本質的危険性によってスポーツに参加する者がいかに努力しても避けることのできない不可避的事故が発生する。それゆえスポーツに参加する者はこの危険性は前もって承知しているというのが危険の同意の法理であり、スポーツ活動中の事故についてはスポーツに参加する者の故意または重大な過失によるものでない以上、事故によって他人の権

利侵害があっても法的責任がない」としている。本来、スポーツは自発的に楽しむことを目的として行われるものである。ダイビングも基本的には個人の自発的な意志により、海中に潜りたいという欲求に基づいて行われる。ダイバーとしての認定を受けた者は、ダイビングには本質的に危険が存在することを理解して、自分の力量に応じた楽しみ方を追求すべきであろう。しかし、講習においてダイバーの自己責任を過大に要求し、指導者側の責任の放棄を求めることは社会通念上問題が生ずる。中田¹⁵⁾はダイビングにおける免責同意書について問題提起している。ダイビングにおけるダイバーと指導者及び指導団体との責任関係について、今後望ましい解決が図られる必要がある。

ダイビングには生命に関わる様々な危険要因がある。危険への対処の方法を効果的に習得するために指導者による講習が存在する。自己責任でダイビングできるように指導者の管理下で講習を受ける。講習は責任を指導者からダイバーに徐々に移譲している段階と考えられる。従って、指導者には受講生のレベルに応じた安全に対する配慮が求められるのは当然のことと言えよう。中でも初心者に対する講習は、指導者の安全配慮義務の程度が最も高くなると考えられる。指導者としての安全配慮に対する注意義務に過失があれば、法的責任を追及されることになる。前述の危険の同意においても、「スポーツに参加する者の故意または重大な過失がなければ法的責任がない」としているのもあって、重大な過失に対しては法的責任を問われる。

本件事故について、被害者らの過失及び指導者の注意義務（過失）は、事実関係に照らして、どのように認定されたのかを具体的に検討する。

まず、指導補助者や被害者らの過失についてであるが、海中ではぐれた後に、被害者らは一度海面に浮上している。さらに海面で浮上した指導者らとお互いの存在をライトで確認し合っている¹⁶⁾。このような状況では、海面で浮力を確保して待機、指導者らと合流、指導者の指示・誘導により水面移動すれば、少なくとも溺死という事故は防げたと推測できる。空気残圧量が少ないことを認識していたにもか

かわらず、再度水中移動したことは、講習で習った原則とはかけ離れた行動とみることができる。被害者らのとった行動が、この状況で予測できない異常なものであったならば、その行動が溺死という結果の直接的原因として認められる。この点について下級審は、被害者らのとった行動が、事故に直結する程度が重いものであることを認めた上で、被害者らの過失行為は、本件のような状況においては十分あり得ることであって、そのような過失は「常識から逸脱した異常なものであるとはいえない」¹⁷⁾とした。最高裁も、「被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できない」と、被害者らの過失を認めた上で、「それは被告人の行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである」と判示した。

次に指導者の注意義務について下級審は、「各受講生の圧縮空気タンク内の空気残圧量を把握すべく絶えず受講生のそばにいてその動静を注視し、受講生の安全を図るべき業務上の注意義務がある」とした上で、「不用意に一人その場から移動を開始して、受講生のそばを離れ、間もなく同人らを見失った過失」があるとした。その後の指導補助者や被害者自身の過失は、指導者の過失から連鎖的に生じたものであるとして、因果関係を肯定している。

ところで、ダイビングの講習における一般的な安全配慮に関する事項としては、講習場所の選定、海況の判断、講習人数、補助者の配置（能力・人数・監視体制）、講習内容（技術項目・時間・水深）、移動経路及び移動速度、使用器材、緊急時の連絡体制等が挙げられる。これらの事項について計画を立て、問題がないと判断できれば実行に移すことになる。

本件の事故の状況を知るために関係者からも情報収集した。その結果、以下のような点にも事故の誘因となる問題点があったのではないかと推察された。

疑問点として提示しておくことにする。

1. 海況判断：ダイビングではわずかな海の状況の悪さが危険を増大させることから、慎重な海況の判断が求められる。風速4 m前後の風が吹き抜け海面が荒れた状況で、初心者に近いレベル

のダイバーに夜間潜水させた判断は適当であったか。事故当日現場近くの海にいたグループは、波が高くなってきた昼過ぎに指導者の判断で初心者講習を中止している。

2. 監視体制：受講生2名に指導補助者1名を配置していた。この比率は問題ないと考えられる。しかし、指導補助者としての経験は少なく、指導補助者ら自身がアシスタントインストラクター（インストラクターの前段階の資格）の資格取得のために講習を受けていた。各受講生に対して常に監視・補助できる体制で行動していたか。
3. 使用器材：指導者はそれまでのダイビングを通じて、被害者が他の受講生らより、空気を早く消費することを知っていた。このような場合は、ウェイト（浮力の調整用の鉛）の量のチェックなどを行う。適正以上に重くした状態は空気消費を増加させる要因となるからである。さらに、消費量が多いダイバーに対しては、予め容量の多い空気タンクを使用させるようにする。本件の場合にはこれらの点でそのような措置をとっていなかったのではないか。

本件事故は、指導者が受講生らを見失うという行為が原因となり、その後に指導補助者や被害者の不適切な行為が介在したために、溺死という結果につながったものである。夜間におけるダイビングは視界不良の状況で行われることから、昼間のダイビングより心理面での不安が多い。初心者に近いレベルで夜間潜水は初めての経験であった被害者らは、指導者らとはぐれたことで、精神的には極限状態に追い込まれていたと考えられる。このような精神状態では、講習で習得していることもできなくなることは十分予測できる。困難な状況下でも冷静な判断が下せるには、相当の経験が必要である。空気残圧量が少ないにも関わらず、水中移動を行い空気を使い果たして溺死した被害者の行為は適切さを欠くとしても、そのような行為の引き金になったのは、指導者の不用意な行動によるもので、指導者が見失うことがなければ被害者の溺死は防げたとする判決は妥当と考えられる。

4. 事故判例（2）

「スキューバダイビング講習中漂流事件¹⁸⁾」

（東京地裁 昭和61年4月30日）

（1）事故と裁判の概要

原告は100mを泳ぐのが精一杯という程度の泳力しかなく、スキューバダイビングの器材を装着しての海洋実技は事故当日が2回目という全くの初心者であった。昭和59年3月25日、被告が主催する講習会に参加し、沖合50mの所に設置されたブイに向かって泳いでいくうちに潮流に流され、約1時間20分漂流後に救助された。

原告は、ダイビング器材の使い方も十分わからないのに、1年中最も冷たい海に2時間も漂流し、その間絶えず死と直面していたので、多大な精神的苦痛を被ったとして、指導者であり原告のバディでもあった被告に対して損害賠償請求がなされた。

裁判所は、原告の請求を認定し、指導者が原告の位置、動静に気を配り、危険な状態に陥っていないことを確認すべき注意義務があるのに、講習に参加した他の受講者の指導に気を取られてこれを怠った過失があるとした。不法行為（民法第709条）に基づき、原告の被った損害を賠償すべき責任があるとし、慰謝料として25万円の支払いを命じた。

（2）事故の状況

当日の海洋実習は、海に入る地点から沖合約50mの地点（水深約4m）にブイを設置して同所を潜水開始地点とし、さらにそこから沖に向けて50mの地点（水深約7m）にブイを設置し、両地点間を結んで海底にロープを張り、これに沿ってまたはその陸側で潜水する訓練内容であった。実習の開始とともに、被告は他の受講者と一緒に潜水開始地点のブイまで泳いでゆき、原告がこのブイに向けて泳いでいるのを確認した後潜水を開始し、5～6分後に受講者の先頭が海底に落ち着くのを見届けた後、原告の姿が見当たらないのに気づき浮上したが、原告を発見できなかった。

原告は、最後に海に入り潜水地点のブイに向けて泳ぐべく試みたが、ブイの位置を見失い、かつ泳力

不足も手伝ってものがくうちに潮に流されるに至った。原告は当初岸と平行に、次いで沖合に向けて、その後当初と反対方向に順次流され、岸から沖合約100mを漂流中被告ら捜索に当たっていた者に発見、救助された。

（3）決定要旨

被告が、原告の指導員を兼ねたバディとして、原告が海に入る時点から絶えず原告の位置・動静に気を配り、危険な状態に陥っていないことを確認すべき注意義務があるのにもかかわらず、当日被告の講習に参加した他の受講者の指導に気を取られてこれを怠った過失により、原告が潜水予定地点に設置されたブイにたどり着く前に潮流に流されたことに気づかず、原告を漂流させたというべきである。

これについて、証拠中には、原告は潜水しなかったからバディシステムを必要とするような行動をしていない旨の部分がある。しかしながら、そもそも被告は、受講者の安全を確保しながら海洋実習を行う責務のある指導員の立場を兼ねていたことを考え合わせると、前記注意義務は免れないものというべきである。

バディシステムは、状況判断の難しい海洋での潜水に不可避免的に伴う危険に対する安全確保の方法であり、ことに、多くの器材を装着して長時間潜水するスキューバダイビングにおいて重要な原則とされるが、このシステムの遵守は単に潜水から浮上までに限られるものではなく、潜水器具の準備、計画の立案から潜水後の上陸まで行動をとともにし、その間相手のバディに危険が生じたときは必要な救護、援助措置をとることが義務づけられていること、スキューバダイビングに伴う海洋での危険が必ずしも潜水中に限らず、器材を装着して泳ぐことから海岸の状況、バディの泳力等によっては潜水開始地点にたどり着くまでの間もバディシステムによって安全を確保する必要がある。被告がこのシステムを遵守し少なくとも原告の位置・動静に対する注意を怠らなければ、原告の漂流は防げたことを認めることができる。以上によれば、被告は本件事故によって原告の被った損害を賠償すべき責任がある。

(4) 本件事故についての考察

本件事故を事実関係に基づいて考察すると、安全管理体制に問題があったと考えられる。

第1にバディシステムについてであるが、ダイビングにおいてバディシステムは安全潜水の基本事項として初心者の講習段階で習う。2人1組で行動することにより、安全性を高め、楽しさを共有することもできる。「このシステムの遵守は単に潜水から浮上までに限られるものではなく、潜水器具の準備、計画の立案から潜水後の上陸まで行動をともし、その間相手のバディに危険が生じたときは必要な救護、援護措置をとる」と判示されているように、バディは計画・準備段階から意志の疎通を図り、行動予定や緊急時の対応方法などについて打ち合わせ、器材の装着、器材の正常な作動の確認などの潜水開始前の作業もお互いが協力して行う。潜水中はお互いに身近で行動し、相手の様子に気を配り、異常の発見に努め、不慮の事態には協力して助け合うことが求められる。

本件の場合には、被告である指導員が初心者である原告のバディであった。しかし、指導者はグループとしての受講者全員を管理する立場にある。特にダイビングでは指導者が常に受講者全員の動静に気を配ることが重要である。上述のように、特定の受講者とバディを組むことは、相手のそばにいて危険に対処できるようにすることであり、グループ全体の指導に支障をきたすことにつながりやすい。本件では、指導者としての被告が他の受講者の指導に気を取られ、バディである原告のすぐ近くにいて行動すべきところを離れて行動した。バディであれば、水中・水面を問わず一緒に行動すべきであった。まして原告は初心者であったことから、バディである被告が原告と離れて行動したことは、安全を確保する注意義務を怠ったとすることは妥当であろう。原告は潜水しなかったからバディシステムを必要とするような行動はしていないとの被告の主張は正当性を欠くものといえよう。

第2に、当日の指導體制にも問題があったと言える。講習コースが2種類にわたり、しかも受講者が15~16名いるにもかかわらず、陸上に監督者をおい

たのみで講習を実施しようとしたことは、初心者を含む講習のあり方としては計画段階から安全対策上の問題があったと考えられる。コース別に指導者をつけるなどの措置をとっていれば、原告が漂流するという事態も避けられたと考えられる。指導員に対する講習人数の比率は、受講者の安全確保及び指導効率の点からも重要な事項である。指導団体によっては、指導者に対する講習者の比率が基準として設定されている。しかし、安全確保の点から考えると、受講者の人数だけでなく、受講者の技能レベルや講習場所、当日の天候などの諸条件を考慮して人数は決定されるべきである。

本件は、ダイビング事故の形態として、溺水とともに多い漂流事故についての事故判例である。指導者の管理下での講習において、なぜ漂流するような事故が発生するのかという点について教訓を与えている典型的な事例であろう。

おわりに

本研究ではダイビング事故判例を手掛かりとして、ダイビング指導を実践している立場から指導者の注意義務についての若干の考察を試みた。

最近の事故統計資料によれば、毎年、ダイビングによる死亡・行方不明などの重大事故が発生している。ダイビング事故の特徴の一つは死亡率の高さである。また、ダイビングブームは、初心者ダイバーを増加させ、指導者の質の低下も指摘されている。事故の中には、指導者による講習中の事故が含まれ、指導者の法的責任を追及する事例も見受けられる。本研究では、夜間潜水の講習において受講生が溺死した事故及び講習中に受講生が漂流した事故を考察の対象とした。両事故とも、指導者には、絶えず受講生のそばにいてその動静を注視し、受講生の安全を図るべき業務上の注意義務があるとされ、受講生のそばを離れて見失った過失責任を認容している。ダイビング活動では、ダイバーとしての自己責任が強調されることが一般的であるが、講習は自己責任をとれるようにしてゆく段階である。初心者の講習では自己責任の範囲は非常に限定されており、指導者の受

講生に対する安全配慮義務の範囲が広く設定されることになる。もちろん、一方的に指導者や指導団体側の責任のみを追及することは、ダイビングの普及発展につながるとは言えない。しかし、事故が発生すれば、事故の原因を確定し、過失があれば責任追求することは最近の傾向である。ダイビングは本来多くの危険を伴う活動であることを指導者側が認識し、注意義務としての危険の予見義務及び回避義務を遵守し、事故防止のための安全対策を実行することが必要であろう。さらに、事故問題の平和的解決のためには、起こった事故への事後の対応が重要であることを事例は示唆している。ダイビング事故防止のために、指導者の養成のあり方、ダイバーの認定基準、安全管理体制のあり方について総合的に見直す段階に来ていると考えられる。

本研究で取り上げた判例はダイビングで起こった事故のうちのわずかな事例に過ぎない。他のダイビング事故判例に示された具体的な注意義務の検討や、訴訟とはならなかった多くの事例についての検討は今後の課題としたい。

注・引用文献

- 1) スキューバまたはスクーバとは自給気式呼吸装置 (self contained underwater breathing apparatus) の頭文字 (SCUBA) をとった呼称である。空気を充填した容器や高圧空気を周囲の水圧に調節して呼吸するための圧力調整器、水中での浮力調整具等を使用して水中活動を行う。
- 2) (社) 海中開発技術協会 (1998) 平成9年度ダイビング産業の実態に関する動向調査報告書pp.18-19
- 3) (財) 余暇開発センター (1998) レジャー白書 '98pp.26-27
- 4) 伊藤 堯 (1998) スポーツ事故と法的責任、(財) 勤労者福祉施設協会pp.164-171
- 5) 伊藤 堯、山田良樹 (1998) スポーツ六法、道と書院pp.445
- 6) 伊佐山忠志 (1995) スポーツ事故判例研究の意義と方法、スポーツ事故の総合的研究、不昧堂出版pp.13-23
- 7) 三浦嘉久ら (1995) スポーツ事故判例の総合的検討「スキューバダイビング講習中漂流事件」、スポーツ事故の総合的研究、不昧堂出版pp.97-107
- 8) (社) 海中開発技術協会 (1997) 平成8年度レジャーダイビングの安全対策に関する調査研究報告書pp. 8-10
- 9) (社) 海中開発技術協会 (1998) 平成9年度レジャーダイビングの安全対策に関する調査研究報告書pp.24
- 10) (財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 (1994~1998) 平成5~9年潜水事故の分析
- 11) (財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 (1998) 平成9年における海洋レジャーに伴う海浜事故pp. 9
- 12) 杉山弘行 (1998) スキューバ潜水事故統計、DAN JAPAN会報 (財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 Vol.14 pp.13
- 13) 文部省体育局体育課、体育スポーツ総覧判例(1)、ぎょうせいpp.529・191-194
- 14) 伊藤 堯、佐藤孝司 (1995) 体育・スポーツ事故判例の研究、道と書院pp.2-3
- 15) 中田 誠 (1996) スクーバダイビング業界における「免責同意書」の実態、日本スポーツ法学会年報第3号pp.118-128
- 16) 井上弘通 (1994) 夜間潜水の講習指導中受講生が溺死した事故につき指導補助者及び受講生の不適切な行動が介在した場合でも指導者の行為と受講生の死亡との間に因果関係があるとされた事例、法曹時報46 (11) pp.2410-2449
- 17) 井上弘通 前掲書 pp.2416
- 18) 文部省体育局体育課 前掲書 pp.529・63-72